

商事仲裁・商事調停と商取引の実務・法務

2017

JCAジャーナル

C O N T E N T S

- ◆ 国際商事調停人のスキルトレーニング（下）
／齋藤 彰、ジェームス・クラクストン
- ◆ 投資協定仲裁判断例研究（95）
投資家が株式を保有する会社が申し立てた商事仲裁の
仲裁判断の既判力を肯定した事例／井上 葵
- ◆ 最新クロスボーダー紛争実務戦略シリーズ 第34回
特許ライセンス契約における仲裁条項と、戦略的紛争
解決条項の選択
／Jeffrey M. Prokop, Alex V. Chachkes,
高取 芳宏、矢倉 信介、松本 はるか

11
NOVEMBER

NOVEMBER

JCAジャーナル

目次
Contents

2017年 11月号 No.725

- 1 ● 目次
- 2 ● 英文目次

仲裁とADR

- 3 ● 國際商事調停人のスキルトレーニング(下)／齋藤 彰、ジェームス・クラクストン
- 10 ● 常設投資裁判所構想について—ヨーロッパ連合による提案を中心に—(その4)
／濱本 正太郎
- 18 ● 中国における外国仲裁判断の承認・執行の事例研究
第9回 仲裁手続における送達には、ハーグ送達条約等は適用されず、当事者の合意及び仲裁規則が適用されるとして、仲裁判断の承認及び執行が認められたケース／西堀 裕也
- 22 ● 投資協定仲裁判断例研究(95)
投資家が株式を保有する会社が申し立てた商事仲裁の仲裁判断の既判力を肯定した事例／井上 葵
- 31 ● Arbitration Academy 2017に参加して／細川 慈子
- 52 ● 最新クロスボーダー紛争実務戦略シリーズ 第34回
特許ライセンス契約における仲裁条項と、戦略的紛争解決条項の選択
／Jeffrey M. Prokop、Alex V. Chachkes、高取 芳宏、矢倉 信介、松本 はるか
- 66 ● 新・國際商事仲裁関係判例紹介(125)／吉田 一康
- 68 ● 仲裁文献紹介(288)／秦 公正

商取引

- 34 ● 国際ビジネス・ハブとしての香港の法制度—その2
／林 依利子、松田 日佐子、多田 慎
- 40 ● オフィースフォーティーズ 企業法務シリーズ 中国民商法の理論と実務⑩
会社法司法解釈(四)の施行について／仲井 晃
- 48 ● ベトナム「判例」制度—ベトナム法務の新機軸—第21回
／伏原 宏太、ブイ・ティ・ホン・ズオン
- 50 ● カンボジアビジネス法入門
第9回 カンボジア保険法概観／定金 史朗
- 63 ● 貿易実務Q&A【49】／草野 英信

-
- 70 ● 会員通信
 - 73 ● バックナンバー紹介

【セミナーのご案内】

- 表2 ● 国際仲裁の『決戦場』、証人尋問に備える
—国際提携契約の事例で学ぶ紛争解決【前提知識編】—(東京)
- 72 ● 中国企業との契約締結における留意点
—中国契約法の基礎知識と各種契約における留意事項—(大阪)
- 表3 ● 転換期の中国事業をめぐる法的リスクマネジメント
～幹部や従業員の不正行為、行政機関との紛争を中心に～(大阪)

Contents of November, 2017

- 1 ● Contents
-

Arbitration and ADR

- 3 ● Mediator's Skills Training for International Commercial Disputes (2)
/ Akira Saito, James Claxton
 - 10 ● An Analysis of a Proposed Permanent Court of Investment, with Particular Emphasis on the European Union Proposal (4)/ Shotaro Hamamoto
 - 18 ● Case Study on Court Judgement in China Regarding Recognition and Enforcement of Foreign Arbitral Award (9)
Recognition and Enforcement of the Arbitration Award were Granted on grounds that Hague Conventions Shall not Apply to, but the Agreement between the Parties and the Arbitration Rules Shall Apply to the Delivery Proceedings of the Arbitration
/ Yuya Nishibori
 - 22 ● Case Notes on Investment Treaty Arbitration Awards and Decisions (95)
Case Note on a Decision by an Investment Treaty Arbitration Tribunal that the Award of a Prior Commercial Arbitration Tribunal Have a Res Judicata Effect on the Parties in the Investment Treaty Arbitration/ Aoi Inoue
 - 31 ● Report on the Arbitration Academy 2017/ Aiko Hosokawa
 - 52 ● Current Practical Strategy for Cross-Border Disputes (34)
Arbitration Clauses in Patent License Agreements and Strategic Option as Dispute Resolution
/ Jeffrey M. Prokop, Alex V. Chachkes, Yoshihiro Takatori, Shinsuke Yakura, Haruka Matsumoto
 - 66 ● New Introduction of the Court Precedents Relating to International Commercial Arbitration (125)/ Ikko Yoshida
 - 68 ● Introduction of the Arbitration Literature (288)/ Kimimasa Hata
-

Business Transactions

- 34 ● The Legal System of Hong Kong as an International Business Hub-Part II
/ Eriko Hayashi, Hisako Matsuda, Shin Tada
 - 40 ● Office 40s Business Legal Affairs: Theory and Practice regarding Civil and Commercial Laws in China (117)
The Enforcement of 4th Judicial Interpretation on Company Law of P.R.C
/ Akira Nakai
 - 48 ● Commencement of "Case Law" system in Vietnam (21)
A New Line for Legal Service of Vietnam law/ Hirota Fushihara, Bui Thi Hong Duong
 - 50 ● Cambodian Business Law Guide (9) - Introduction to the Insurance Law
/ Shiro Sadakane
 - 63 ● International Trade Business Q & A 【49】 /Hidenobu Kusano
-

- 70 ● Information for Members of JCAA
- 73 ● Table of Contents of Back-Numbers

[Seminar Information]

- 2nd cover ● How to Prepare for Cross Examination in Alliance Agreement Arbitration (Tokyo)
- 72 ● Guideline for Achieving the Best Result in a Contract Negotiation and Performance with the Chinese Company (Osaka)
- 3rd cover ● Legal Risk Management over the Business Operation in China which is facing a Significant Turning Point (Osaka)

オリック東京法律事務所・外国法共同事業の訴訟チームにより、国境を超えるプロジェクトにおける紛争解決戦略について毎月開催されているオリックライブラリーセミナーの内容に基づき、実務的な観点から紹介して頂く論稿シリーズで、JCAジャーナル2011年11月号から連載頂いております。

特許ライセンス契約における仲裁条項と、戦略的紛争解決条項の選択

本稿は、特許ライセンス契約の仲裁条項を作成する際に当事者らが考慮すべき要素を紹介するものである。特に、特許に関連する紛争を仲裁により解決するべきか訴訟により解決するべきか、特許クレームの解釈のための期日を設けるべきかどうかを含め、仲裁手続を行うにあたり、主要な留意点及び仲裁人の資格について解説している。

I. 本稿の概要

仲裁条項のドラフトは、仲裁の準備として最も重要な部分の一つである。一般的に、粗悪に作成され、文言が不明瞭である仲裁条項は、正確な表現を用いれば避けられたはずの、費用と時間を費やす訴訟をもたらす結果になるのである。

本稿は、特に以下を網羅する。

- ① 特許関連紛争を仲裁により解決するか、訴訟に持ち込むべきかという判断における留意点
- ② 当事者が特許関連紛争を仲裁により解決することを選択する場合、仲裁条項はどのように作成され、仲裁手続はどのように構築されるべきか
- ③ 特許関連紛争を判断する仲裁人に望まれる資格

特許が世界中の大企業の生命線であり、国境を越える知的財産の取引が偏在する世界経済においては、そのような取引の当事者である企業がどのように特許関連紛争を解決するかが莫大な経済効果の帰結を左右しうる。特に、当事者としては、特許関連紛争を訴訟により解決するか、仲裁により解決するか、もし仲裁手続を選択するのであればどのように手続を構成するのかを決めなければ

ジェフリー・M. プロコップ (Jeffrey M. Prokop)

オリック・ヘリントン・アンド・サトクリフ LLP ワシントンD.C.・オフィス
米国ワシントンD.C.、ニューヨーク州弁護士

アレックス・V. チャチキス (Alex V. Chachkes)

オリック・ヘリントン・アンド・サトクリフ LLP ニューヨーク・オフィス
米国コネチカット州、カリフォルニア州、ニューヨーク州弁護士
米国弁理士

たかとり よしひろ
高取 芳宏

オリック東京法律事務所・外国法共同事業
弁護士(日本及び米国ニューヨーク州登録)・英国仲裁人協会級仲裁人(FCIArb.)

やくら しんすけ
矢倉 信介

オリック東京法律事務所・外国法共同事業
弁護士(日本及び米国ニューヨーク州登録)・弁理士

まつもと はるか
松本 はるか

オリック東京法律事務所・外国法共同事業
弁護士(日本登録)

ならない。

特許ライセンス契約の当事者らは、しばしば特許ライセンス契約書から生じる紛争を仲裁により解決することを合意するが、条項の範囲や、紛争から生じる仲裁手続の本質について熟考されていない場合が多い。仲裁合意書が的確に作成されていないと、高額かつ長期を要する無用な訴訟の原因となるばかりか、仲裁手続が当事者間の希望や予想にそぐわないものになってしまう可能性もある。

本稿はさらに以下も扱う。

- ④ 米国の特許に関連する紛争にかかる仲裁の法的根拠 (後記「米国における特許紛争の仲裁：法的根拠とその背景」参照)

- ⑤ 知的財産のライセンス契約における仲裁条項の解釈に関する主要判例の概要（後記「特許紛争における仲裁可能性に関する米国判例」参照）
- ⑥ 特許ライセンス契約における仲裁条項と紛争解決条項の交渉、及びドラフトに際しての以下の留意点（後記「特許ライセンス契約における紛争条項の作成」参照）
 - 仲裁条項の範囲
 - 適用すべき仲裁規則
 - 準拠法の選択
 - 仲裁地の選択
 - オプションとしての上訴仲裁手続

II. 米国における特許紛争の仲裁：法的根拠とその背景

歴史的に、多くの米国の裁判所は特許紛争の仲裁に否定的であり (*Babcock & Wilcox Co. v. Pub. Serv. Co. of Indiana.* 22 Fed. R. Serv. 2d 340 (S.D. Ind. 1976) 参照)、特許紛争が仲裁可能か否かという混乱を招く結果となっていた。この混乱を緩和するため、議会は1982年に特許法294条 (35 U.S.C. § 294) を可決した。294条には、米国特許に関する紛争は仲裁可能であると明記されている。本稿は特に断りのない限り、米国での仲裁手続に関する仲裁合意について解説するが、294条の射程範囲は国内での仲裁に限られていない (*Deprenyl Animal Health, Inc. v. Univ. of Toronto Innovations Found.*) 297 F.3d 1343, 1357ページ (Fed. Cir. 2002年) 参照)。

294条は、(a) から (e) の5項目で構成されている。

① (a) 項によると

- 契約書は、特許の有効性または侵害に関するいかなる紛争に関するものであっても、仲裁を義務付ける条項を含むことができる；または
- 特段の合意がなければ、当事者らは現存する特許の有効性または侵害にかかる紛争を書面により和解で解決すべき旨を合意することができる (35 U.S.C. § 294(a))；及び
- 特許紛争にかかるいかなる仲裁合意も、「法律またはエクイティにおいて契約を取り消す何らかの理由がある場合を除き、有

効かつ取消し不能で、強制可能である。」

米国の裁判所はこの項が特許の有効性と侵害に関する紛争のみでなく、特許の発明者性に関する紛争を含むものと解釈している (*Concat LP v. Unilever, PLC.* 350 F. Supp.2d 796, 808 (N.D. Cal. 2004年)、及び *Deprenyl Animal Health, Inc. v. Univ. of Toronto Innovations Found.* 297 F.3d 1343, 1357ページ (Fed. Cir. 2002年) 参照)。

② (b) 項は、特許仲裁、特許仲裁判断、及び仲裁判断の執行のための承認は連邦仲裁法 (FAA) の適用対象になると規定している (9 U.S.C. §§ 1-16, 201-208, 301-307)。同法は仲裁判断を無効化する根拠も含み、9 U.S.C. § 10 に規定されている (*Microchip Tech. Inc. v. US Philips Corp.* 367 F.3d 1350, 1354ページ (Fed. Cir. 2004年) 参照)。

さらに、294条 (b) 項は、仲裁人に対して当事者が提起する非侵害及び無効性の主張を含む、282条に規定されるあらゆる抗弁を考慮することを義務付けている。

③ (c) 項は以下を規定している。

- 仲裁人の判断は終局的で、仲裁の当事者間のみにおいて拘束力を持つこと；及び
- 当事者らが合意すれば、後日特許が無効または強制執行不能と裁判所が判断した場合、裁判所は仲裁判断を修正することができる。

④ (d) 項は、特許権者に対して仲裁判断を米国特許商標庁 (USPTO) 長官に通知し、その写し送付することを義務付けており、同長官はその情報を特許審査手続記録に記録しなければならない。

⑤ (e) 項はUSPTO長官が上記通知を受領するまで、仲裁判断は強制執行することができない、と規定している。

上記条項の内、あまり一般的でない294条 (c) 項は、当該特許が後日無効化された場合に、当事者間で仲裁判断の修正に合意できる旨を定める。しかし、弁護士は、特許を無効化する裁判所の終局的な判断があったとしても、特許の侵害者に対して過去又は将来の侵害につき実施料を一括払いするよう命じた以前の最終判断については、当該

侵害者において無効にすることができない、という確立した理論に留意する必要がある (Fresenius USA, Inc. v. Baxter International, Inc. 721 F.3d 1330, 1340ページ (Fed. Cir. 2013年) 参照))。この294 (c) の条項に関しては、立法経緯がなく、同条を解釈または適用した公開の裁判例も存在しない。しかし、ある解説者によると、同条項は執行のための承認を得た仲裁判断がランニング・ロイヤルティの支払を命じたにもかかわらず、当該特許が後日無効と判断された場合を想定している、とのことである⁽¹⁾。また、別の解説者は、いかなる仲裁判断の修正も、将来効しか有しておらず、仮に後日の特許の無効化によって仲裁判断が修正されたとしても、修正は将来の実施料の支払義務にのみに適用され、既に支払われた実施料には影響しないと解説する⁽²⁾。

なお、同じ特許から発生し得る将来の紛争に対する、仲裁判断の予防的な効果は未だ明らかでない。

III. 特許紛争の仲裁可能性に関する米国判例法 誰が仲裁可能性を決めるのか：裁判所か仲裁人か？

特許ライセンス契約の仲裁条項を起草する、あらゆる弁護士にとって、以下を理解することは、重要である：

- ① 裁判所が特許ライセンス契約の仲裁条項をどのように解釈し、判断してきたか。
- ② 特許クレームが仲裁条項に包含されているか否かを、裁判所又は仲裁人のいずれが先に判断しているか。

米国の一般的なルールにおいて、仲裁可能性の問題は（つまり、当該紛争が仲裁可能かどうかは）、当事者がこれらの問題を仲裁人によって解決することを意図したという「明らかで紛れもない証拠」がない限り、裁判所において判断されることとなる (First Options of Chicago, Inc. v. Kaplan. 514 US 938, 944ページ (1995年)、及び Rent-A-Ctr., West, Inc. v. Jackson. 130 S. Ct. 2772, 2779 ページ (2010年) 参照)。

しかし、当事者らが仲裁可能性を仲裁により解決することに合意したことが明らかな場合には、裁判所は一般的に当事者らの希望を優先する (Benihana, Inc. v. Benihana of Tokyo, LLC. 784

F.3d 887, 898ページ (2d Cir. 2015年)、HS-GCHG Investments, LLC v. Time Warner Cable Enterprises LLC. 2016 WL 3595504, 2ページ* (D.S.C. 2016年7月5日)、及びJohnson v. Santander Consumer USA Inc. 2015 WL 7567483, 1ページ* (D. Ariz. 2015年11月25日) 参照)。従って、当事者間の仲裁合意が「包括的、断定的、無条件で無制限」の場合には、仲裁人は一般的に特定の紛争が仲裁可能かどうかを判断する管轄を有する（前掲Benihana 784 F.3d 898ページ参照）。

さらに、米国における通説によれば、当事者において仲裁人が自身の管轄と当該請求の仲裁可能性を判断する権限を持つと規定している仲裁規則 (AAA商事仲裁規則、同国際仲裁規則、又はICC仲裁規則) を引用した場合には、これが上述の「明らかで紛れもない証拠」の条件を満たすこととなる。この場合、裁判所は一般に、すべての管轄に関する争点の判断を仲裁人に委ねる。

不必要で費用のかさむ訴訟を避けるため、弁護士は仲裁条項において仲裁可能性の争点が仲裁により解決されるべきか否かを明確にするよう、留意するべきである。

IV. どのような場合に特許関連紛争が仲裁条項の範囲内に収まるか？

誰が仲裁可能性を決定するかという問題が解決すると、中心となる争点は、当該仲裁条項が当該紛争を含むかどうか、ということとなる。裁判所や仲裁人はいずれも以下を考慮しなければならない。

- ① 「仲裁による紛争解決を断固として好む連邦当局のポリシー」 (Mitsubishi Motors Corp. v. Soler Chrysler-Plymouth, Inc. 473 US 614, 631 ページ(1985年))
- ② 契約書が仲裁の合意事項を含む場合の「仲裁可能性の仮定」 (AT&T Tech. v. Commc'n Workers of Am. 475 US 643, 650ページ) で、これは国際通商の分野で「特別な効力」によって適用される (AT&T テック、475 USの631ページ)。

仲裁条項の範囲は明らかに条項の具体的な文言に左右される。しかし、広範に解釈されてきた条項は一般的に、当該契約「から派生し、関連する

(arising out of or relating to)」または、当該契約「の下で発生する、もしくは、これに関連する(arising under or in connection with)」「すべての紛争(all disputes)」あるいは「あらゆる争点(any controversy)」と規定している (Andrews v. TD Ameritrade, Inc. 596 F.App'x 366, 370ページ (6th Cir. 2014年) 及びOldroyd v. Elmira Sav. Bank, FSB. 134 F.3d 72, 76ページ (2d Cir. 1998年) 参照)。従って、もし当事者が幅広い仲裁条項の作成を望むのであれば、仲裁条項は、特定の契約「から派生し、関連する」又はこれ「に関連して」発生する紛争に適用される、と規定すべきである。というのは、いくつかの裁判例では仲裁条項が狭義に解釈されており、そのような仲裁条項は、特定の合意書「の元で発生する(arising hereunder)」あるいは「そこから発生する(arising out of)」紛争に限って適用される、と規定されていたからである (Mediterranean Enterprises, Inc. v. Ssangyong Corp. 708 F.2d 1458, 1464ページ (9th Cir. 1983年) 及びTracer Research Corp. v. Nat'l Envtl. Servs. Co. 42 F.3d 1292, 1295ページ (9th Cir. 1994年) 参照)。これらの判例は現在の判例とは歩調が合わないが(例えば、前掲Benihana, 784 F.3d 898ページ)、明確に覆されてもいい。

特許ライセンス契約において、広義に表現された仲裁条項は

- ① 例えば、ライセンス契約が適切に終了したか、あるいは一方が実施料条項に違反しているか、などに関する契約関係の紛争を明確に含む。
- ② ライセンスされた特許権の侵害や、それに 対応する防御に関する紛争については、はっきりと言及していくなくても、仲裁条項の範囲に入る可能性が高い。なぜなら特許権侵害の紛争は通常、根底となるライセンス契約「に 関連し」または「そこから発生」しているからである (Deprenyl Animal Health, Inc. v. Univ. of Toronto Innovations Found. 297F.3d 1343, 1357-58ページ (Fed. Cir. 2002年)、Bayer CropScience AG v. Dow AgroSciences LLC. 2012 WL 2878495, 13ページ* (E.D. Va. 2012年7月13日)、Conteyier Multibag Sys. N.V. v. Bradford Co. 2006 WL 2331174, 2 ページ* (W.D. ミシガン2006年8月10日)、

Innovative Eng'g Solutions, Inc. v. Misonix, Inc. 458 F.Supp 2d 1190, 1195-96 (D.Or. 2006年)、及びSadata Techs., Inc. v. Care-Watch, Inc. 2006 WL 1172195, 3ページ* (D. コネチカット、2006年4月20日) 参照)。

特許侵害の紛争は、ライセンス契約の「解釈またはパフォーマンス」に「関連する」ため、侵害すると疑われている活動がその合意に違反するとき、仲裁条項に網羅されることとなる。例えば、

- ① 前掲Conteyier Multibagの事件において、裁判所は「侵害された…と疑われた特許は、ライセンス契約に従って(ライセンサー)にライセンスを授与したことになって」おり、そのため、当該紛争はライセンス契約「から、またはそれに関連して発生する」と判断した (2006 WL 2331174, 2ページ*)。
- ② Sundata Technologies, Inc. v. CareWatch, Inc. の事件においては、特許侵害の紛争について、裁判所は「SundataがMCIのライセンス契約とパテント契約を有効に譲渡したか、CareWatchがライセンス契約に違反したか、その結果、契約のもとでCareWatchの権利を Sundataが有効に終了させたかどうか、というのはライセンス契約の履行と解釈に直接関係するため、明らかに仲裁条項の範囲内に該当する」と判断した (2006 WL 1172195, 2ページ* (D. コネチカット、2006年4月20日))。

事実、連邦巡回裁判所は紛争の前提となる特許の「範囲、有効性、侵害」に関する争点はライセンス契約書「から発生」しないという論議を明確に却下している (Rhone-Poulenc Specialites Chimiques v. SCM Corp. 769 F.2d 1569, 1572ページ (Fed. Cir. 1985年) 参照)。

裁判所は特許侵害の紛争がライセンス契約の仲裁条項の範囲内に含まれないという判決を下すこともあるが、それは問題の契約がこのような紛争を明らかに除外していた場合に限られる。例えば、

- ① Verinata Health, Inc. v. Ariosa Diagnostics, Inc. 事件において、仲裁合意は「いかなる知的財産権の範囲、侵害、有効性、及び／または法的強制力に関連する問題の紛争にも適用されないものとする」と規定していた (830

F.3d 1335、1337ページ (Fed. Cir. 2016年)。同事件においてライセンサーが特許侵害で提訴したのに対して、ライセンサーは非侵害の宣言的判断を求めて反対請求の仲裁を強制する申立を行った。同申立に対して控訴裁判所は、「仲裁条項の該当部分は明確で、特許の範囲や侵害『に関連する問題の紛争』は強制的な仲裁の対象ではない」からと説明し、反対請求は仲裁不可能とした地方裁判所の判決を支持した(830 F.3d、1340ページ)。

- ② また、Radware, Ltd. v. Radware, Inc.の訴訟において、裁判所は、特許侵害の紛争は仲裁不可能という判決を下したが、それはライセンス契約の仲裁条項が「802特許で開示され申請されたクッキーの持続性に『関連する』または『受動的』なモードのみを対象にする」と明白に述べていたが、問題の紛争はいわゆる「挿入」モードに関連していて、当事者の合意からは明らかに除外されていたからに過ぎない (2013 WL 6773799、3ページ* (N.D. カリフォルニア、2013年12月23日) 参照)。
- ③ Let's Go Aero, Inc. v. Cequent Performance Products, Inc.の事件において、裁判所は「問題の行為はライセンス契約終了後の特許侵害に関連し」、さらに「当事者は和解契約書において、ライセンス契約の終了以後に発生する行為に関する紛争は除外していた」(78 F. Supp. 3d 1363、1378ページ (D.コロラド 2015年))と認定し、当該紛争は「仲裁の対象ではない」という判決を下した。

V. 特許ライセンス契約書における紛争条項の作成

特許の紛争を仲裁により解決するかどうか

特許権に関する契約を交渉する際、各契約当事者は紛争解決の適切な制度について、ビジネス上の判断を迫られる。その決定を行う際に考慮されるべき、特許関連紛争を仲裁により解決することの利点とリスクを以下に、解説する。

特許関連紛争を仲裁により解決する主な利点は以下のとおりである。

- ① 次の点において柔軟性

- ・ 仲裁廷の構成
 - ・ 手続の遂行 (後記「手続上の柔軟性」参照。)
- ② 次の点についての可能性
- ・ コスト削減
 - ・ 早期解決 (後記「費用節約と時間短縮の可能性」参照)
- ③ 機密性 (後記「機密性」参照)

他方で、特許関連の紛争を仲裁により解決するリスクは、紛争のテーマに関して準備不足の仲裁廷が構成され担当する可能性や、特許案件に最適の手続ではない可能性、従来の不服申立て制度の欠如、などを含む。

但し、後述のように、特に日本企業をはじめとして、ビジネスパートナーないしはライセンス契約の締結当事者間での争いを外部に晒されたくない企業にとって、大きな利点として挙げられる⁽³⁾。

1. 特許関連紛争の仲裁の利点

(1) 手続上の柔軟性

当事者が仲裁を選択すると、以下の機会を得ることとなる。

- ① 仲裁人の選択 (戦略的に仲裁を選択し、遂行する上では、実務的に最も重要なポイントとも言え、公的な役職である裁判官に比べて、公平・独立に「見える」仲裁人を私人から選ぶ「べき」点が特徴である⁽⁴⁾)
- ② 仲裁人の資格の規定
- ③ 実体法と手続法にかかる準拠法の選択
- ④ 保全措置手続の合意
- ⑤ 手続における言語の選択
- ⑥ 仲裁手続を実施する場所や仲裁地の選択

手続上の柔軟性は往々にして契約時において最も大きい。しかし一度紛争が生じると、紛争の相手方や仲裁廷、又は仲裁機関が手続に関して特定の方法を合意できる保証はない。この点は特許関連紛争において特に重要である。なぜなら、多くの仲裁機関は特許関連紛争に特化した規則を持たず、特許関連の紛争が特定の手続で処理されるべきとは規定していないからである。

(2) 費用節約と時間短縮の可能性

紛争解決のための時間と費用、及び本来的な結

果の不確実性は、企業のビジネスに甚大な影響をもたらし得る。この点は、知的財産案件では特に顕著であり、研究・開発や市場への参入時期に多大な影響を与え、もしくは長期的な紛争がこれらの機会を完全に毀損し得るからである。仲裁手続は（例外はあるものの）、特に仲裁手続でなければ多数の海外管轄で訴訟することが必要になるような紛争において、訴訟よりも安く、早く決着することができる。2013年の世界知的所有権機関（WIPO）の調査によると、仲裁や調停に比べ、訴訟においてはより多大な時間を要し、かなり多額の費用を投じたと回答者は答えている⁽⁵⁾。

仲裁手続において費用と時間を節約するため、当事者は以下の点を考慮すべきである。

- ① 可能な限り仲裁廷の構成を3人ではなく1人の仲裁人とすることの合意（但し、特に日本の企業等、仲裁手続、ないしは仲裁人への信頼が、法的な文化として成熟していない場合には、費用とのバランスで、3人の構成を求める場合も、戦略的な選択としてはあり得る。⁽⁶⁾）
- ② 証拠開示手続の範囲の限定
- ③ 比較的低額の手続費用を定める仲裁機関の選択
- ④ 本案に関する提出物の形式と数を特定

（3）機密性

申立書、提出書面、及び手続期日の機密性は、特に知的財産案件において、仲裁手続の大きな利点となり得る。知的財産関連の紛争は、その存在が公となるだけで、当事者に多大なビジネス上の損害をもたらし得る。通常、私的に実施される仲裁手続は、当事者にとって不可欠な機密性を有するため、当事者は裁判所に対して閲覧制限の申立てをする多大な負担から解放される。多くの裁判官は、閲覧制限の申立てに対して厳格に審査し、中には、すべての閲覧制限の申立てに対して、当該情報の敏感性を証言し、当該情報が開示された場合の帰結について明確に述べた依頼者の陳述書の提出を求める裁判官もいる。

仲裁手続は通常非公開であるが、35 U.S.C. § 294(c)は、当事者の一人は仲裁判断について、その決定書のコピーを含み、USPTO（米国特許

商標庁）に通知しなければならないことを規定している。USPTOの特許審査ファイルは公の閲覧が可能なので、もし最終決定が機密情報もしくは当事者の事業における営業秘密を含むのであれば、機密性が損なわれる可能性がある。しかし、USPTOは過去に少なくとも一件について、編集を経た決定書を受理している。そこで当事者としては、機密性について仲裁合意に明記し、仲裁機関との手続上の事前会議において議論することも、一つの合理的な方法と言える。

これら機密性の範囲や程度については、各仲裁機関の規則等によって、様々な選択があり得るが、特にビジネスパートナーないしは契約当事者間での紛争は、「争いになっていること」自体がマーケットに流れることが望ましくない場合も多く、特に日本企業にとっては重要な戦略的ポイントである⁽⁷⁾。

2. 特許紛争を仲裁するリスク

仲裁手続には、米国の地方裁判所における訴訟にはない一定のリスクが内在する。例えば、

- ① 仲裁人が特許法に長けていない、または高度に技術的な紛争を解決するのに必要な経験を持たない可能性がある。
- ② 当事者の合意がなければ、例えば特許クレームの解釈に関する期日など、特許関連紛争の解決に必要かつ適切と考えられている特許関連紛争事件に特有の手続を仲裁廷は行わない可能性もある。多くの仲裁人、特に国際仲裁人は、それらの手続が、論理的整理や紛争の早期解決に資するとしても、反射的に米国の連邦裁判所型の手続を拒む傾向ある。
- ③ 仲裁手続においては一般的に適用される証拠法がなく、最低限の信頼性の基準を充たさないような証拠（特に専門家証言等）を排除する機会がほとんどない。
- ④ 当事者間で別途不服申立て手続（それが可能な場合）について合意しなければ、通常、裁判所による判決に対して上訴できるような、仲裁判断に対する「上訴」という手続はない。また、仲裁判断を無効化する理由も限られている。

しかし通常、このようなリスクについては仲裁条項を注意深く起草することによって対応することが可能である。例えば、当事者間で仲裁合意において以下の条項に合意することが考えられる。

- ① 仲裁人の資格について適切な背景と経験を持つ仲裁人の選出を予め合意しておく（後記「仲裁人の選択と資格」参照）。
- ② 特許関連紛争に特化した仲裁規則を採用する（後記「特許関連紛争に特化した仲裁規則」参照）。
- ③ 上訴仲裁人による上訴の規則を採用する（後記「不利な仲裁判断に対する上訴」参照）。

また、実際の国際仲裁実務では、判断内容や進め方に異議のある当事者が、仲裁手続のあらゆる瑕疵を「あら探し」して、手続的な紛争に持ち込み、逆に紛争が複雑・長期化する可能性を孕んでいる場合もあるので、これも戦略的に仲裁を選択するか否かのポイントとして重要な点である。

3. 仲裁条項作成時に考慮すべき規定

全ての案件に共通して適切な仲裁条項というものは存在しないが、特許ライセンス契約の交渉に際して弁護士が留意すべき要素がある。

(1) 仲裁条項の範囲

仲裁条項の範囲（すなわち、誰が仲裁し、どのようなタイプの紛争が仲裁により解決されるべきか）は非常に重要である。例えば、以下の点に留意する必要がある。

- ① 当事者らが契約の履行に関して、企業の関連会社または第三者が関与することを予測している場合は、それら関連企業または第三者を含んで「当事者」を定義するべきである。
- ② 当事者らは、当事者間において発生し得るすべての紛争を仲裁により解決したいのかどうか、検討すべきである。多くの仲裁条項は、広範な紛争を解決する方向で作成されており、通常、特定の紛争の種類について区別しない。しかし、仲裁条項をどれほど広範にするかについて、弁護士は注意深く検討すべきである。

実際、当事者らが特許ライセンス契約「から発

生する、あるいはそれに関連する」すべての紛争を仲裁により解決することに合意する場合、契約時点において、仲裁条項の真の範囲を理解することが重要である。よく見られる紛争のシナリオでは、ライセンサーはライセンシーがライセンスの範囲以上の活動をしたとして契約を解除するか、特許侵害に基づく申立を行う。ライセンシーは典型的に、特許抗弁を主張し、仮にライセンスがないとしても特許が無効である、と主張することが考えられる。既に説明したように、広範な仲裁条項の下では、特許侵害の主張、特許抗弁、及び特許の無効性の抗弁などはいずれも仲裁の対象となる（Polymer Tech Sys., Inc. v. Roche Diagnostics Corp. 2010 WL 3782173, 2ページ*（S.D. インディアナ2010年9月20日）参照）。従って、当事者は以下の点を検討すべきである。

- ① 特許侵害と無効性の問題について、仲裁による解決を希望するかどうか。
- ② 特許侵害と無効性の問題を仲裁により解決することを希望する場合、それらの点にかかる仲裁手続を規定しておくかどうか。

ライセンスされた特許の侵害と無効性の問題を仲裁により解決しようとする当事者は、単に「本契約から発生する、またはそれに関連する」すべての紛争の仲裁を義務付ける広範な仲裁条項に合意すればよい。しかし、さらに望ましい手法としては、当事者がこれらの紛争を仲裁により解決することに合意する旨を明白に規定しておくことである。例えば、以下のような規定が考えられる。

「特許の有効性や侵害に関するいかなる紛争も含み、本契約から発生する、または同契約に関連するあらゆる紛争やクレーム、あるいはそれらの違反は、特許紛争解決のための補足規則に基づき、アメリカ仲裁協会（AAA）が運営する仲裁手続によって解決するものとし、仲裁人による仲裁判断は、管轄を有するいかなる裁判所においても承認され得る。」⁽⁸⁾

仮に当事者が特許侵害や無効性の問題を仲裁により解決することを望まないのであれば、その旨を規定する文言は明確に、かつ注意深く起草されなければならない。例えば、前掲のVerinata Healthの事件においては、仲裁条項が「いかなる

知的財産権の範囲、侵害、有効性、及び／または法的強制力に関連する紛争にも適用されないものとする」と規定していた（830 F.3d 1337ページ）。そのような文言にもかかわらず、連邦裁判所に特許侵害訴訟が提訴された際、特許権保有者は非侵害の反訴について仲裁手続を強制しようとした。仲裁条項によれば、当該反訴は裁判所において解決されなければならないが、結局、両者は時間と費用をかける結果になってしまった。これらの種類の主張についても、いかなる状況でも仲裁手続を強制し得ないのかどうか（すなわち、請求か、抗弁か、反訴か、もしくは、原告から主張された場合のみに可能であるか、等）ということを予め規定しておくべきである。

さらに、当事者らは契約に関する紛争を仲裁により解決することに合意しながら、特許侵害及び有効性の問題を仲裁条項の範囲から除く場合には、仲裁手続と連邦裁判所における訴訟が平行して係属する可能性を認識しておくべきである。複数の手続を同時に平行して行うのは非効率的で、費用がかさむだけでなく、重要な事実関係と法的な帰結との間に齟齬を生じ得る。そこで、当事者としては契約締結の段階でいくつかの実務的な問題を予め議論しておくべきである。例えば、以下のような事実関係はしばしば生じる。

- ① 特許のライセンサーが、ライセンシーの契約違反を根拠にライセンス契約を解除し、特許侵害訴訟を連邦裁判所に提起する。
- ② ライセンシーはライセンス契約の解除が不適切であるとして、依然としてライセンスは継続している、と認識している。

以上のような状況において、当該仲裁条項が、特許侵害の紛争については訴訟を、ライセンス契約の解除に関する紛争については仲裁を義務づけていた場合には、契約解除の適切性に関する仲裁判断が特許侵害に関する紛争をも解決する可能性があるため、これを先行させるべきである。しかし、事前に手続の順番に関する合意がなければ、いずれの当事者も作戦上優位に立とうと、両者が異なる立場を主張し、手続の順番について合意に至らないことは容易に想像がつく。

従って、仲裁条項の起草段階において、特許侵

害と有効性に関する紛争を仲裁条項から除外することを望むのであれば、当事者は上記に記載したような状況がどのようにして進行すべきか、例えば特許侵害に関する紛争を解決する可能性のある契約上の紛争を先行して処理する、という条項を加えるなど、注意深く検討すべきである。

また、本条項の策定にあたっては、知的財産実務・契約実務のみならず、国際仲裁実務遂行についての知見や経験が深い弁護士を入れ、総合的な法律実務のコンビネーションにより戦略的な定めを行なうことが望ましい⁽⁹⁾。

（2）特許関連紛争に特化した仲裁規則

ライセンス契約の当事者は、下記のようないづれかの特許関連紛争に特化した仲裁規則に基づく仲裁手続を検討すべきである。

- ① アメリカ仲裁協会（AAA）の特許紛争解決補足規則、これは特許クレームの解釈に関する期日などのように、米国連邦裁判所で係争される特許関連紛争において通常実施される特別な手続を加えるものである。
- ② 世界知的所有権機関（WIPO）の仲裁規則は以下のよう、特許関連紛争に特化した手続規定を含む⁽¹⁰⁾。
 - 実験的通知と再現の要求；
 - 現場、不動産、機械、施設、生産ライン、モデル、フィルム、素材、製品または過程の検証；
 - 科学的、技術的、または他の特別な情報の背景を説明する専門的な入門書の提出；及び
 - 型、図面、または他の物質の提出

以上のような仲裁規則を採用する代わりに、当事者は独自の、特許関連紛争に特化した手続を仲裁条項の起草に際して検討してもよい。もし手続上の点、例えば特許クレームの解釈にかかる期日などが一方または両者にとって非常に重要な場合は、これらの手続を規定する特許関連紛争に特化した規則を引用するか、該当する手続規定を仲裁条項に加えることなどにより、仲裁条項において対応すべきである。当事者は、手続上の点に関して、紛争が発生した後になってから、相手方もしくは仲裁機関の合意が得られるとは、決して期待

してはならない。

(3) 保全措置

紛争が発生した場合、ライセンス契約の当事者は、しばしば予備的な差止命令による救済の可能性を検討する。多くの仲裁機関には、仲裁廷が構成される前の、いわゆる緊急処置の規定がある。例えば、差止命令や、侵害品の市場からの即時回収命令である。しかしながら、緊急仲裁人によって命じられた緊急措置に対して当事者が抵抗する場合、その命令を実施する唯一の方法は、緊急仲裁人の決定について執行の承認を得るために裁判所での手続を開始することである。しかしながら、これは緊急処置を求める目的を滅却し得る。

保全措置の実現における仲裁人の限定的な権限を考慮すると、仲裁廷が構成される前に（または後でさえも）、当事者らは、保全措置のために裁判手続を開始できる手段を確保しておくべきである。これは、仲裁廷が構成された後でも裁判所からの保全命令の取得を規定する、主要な仲裁規則を仲裁条項の中に取り込んでおくことにより達成可能である。大多数の米国の裁判所は、当事者たちが裁判所における保全措置命令の取得について、明示的に合意し、もしくは仲裁機関の規則を仲裁合意に取り込んでいた場合には、仲裁手続を補完するため、保全措置命令を発する権限があると判断してきた。

さらに明確を期するため、特許ライセンス契約の当事者は、仲裁条項が裁判所における保全手続を排除しない旨の具体的な文言を規定することも検討すべきである。当事者はまた、特に国際的な文脈において、保全措置命令に関して専属管轄を持つ裁判所を明示しておくことも検討すべきである。このような規定がない場合、当事者は相手方当事者の本拠地の地方裁判所が出す、仲裁手続を不能にし、又は阻害する、差止命令を受ける状況に直面しうる。

(4) 仲裁人の選択と資格

特許関連紛争において、仲裁人の選択は困難である。それは特許関連紛争が非常に複雑で技術的な事項と法律上の問題を含むということだけでは

く、契約上及び特許上の両方の紛争を含むことがあるからである。上記したように、実際に特許関連紛争は、しばしば特許ライセンス契約の違反に基づく請求を含み、それは、特許侵害の主張の前提であることが多い。契約上、及び特許上の請求の存在は、特に契約準拠法が特許の準拠法と異なる場合に、適切な仲裁廷の選任をさらに難しくさせ得る。例えば、半導体分野の米国の特許を目的とした、スイス法が準拠法である特許ライセンス契約に関連した紛争の場合にこのような問題を生じうる。スイス法に詳しい仲裁廷は契約関係の判断には適しているものの特許に関する判断については相応しくなく、その逆も起りうる。当該紛争に関する専門知識を持たない仲裁人は、本案に対する正確な判断に関するリスクがあるだけでなく、手続費用を必然的に押し上げる。なぜなら、そのような仲裁廷は手続の中で当該問題に慣れなければならないからである。したがって、当事者たちは特許ライセンス契約を締結する時点で、発生し得る種類の紛争や、発生し得る紛争を判断するのに最も適切な仲裁人が選任されるべく、どのような手段を講じることができるかを、真剣に検討すべきである。

多くの仲裁条項は、仲裁人が備えるべき資格（例えば、特定の産業での一定の経験年数）を明示していないため、弁護士としては、特に潜在的な紛争が非常に技術的な場合に、少なくとも仲裁条項内に仲裁人の資格を含めることを検討すべきである。もっとも、当事者は、仲裁人の資格を狭く定め過ぎないように注意すべきである。なぜなら、仲裁人候補者の人数が減りすぎてしまうリスクがあるからである。この点は、仲裁人候補者が当事者らと利益相反を生じ得る、小規模または閉鎖的な産業において、特に問題となり得る。

さらに、柔軟性を持たせるために、特許ライセンス契約の当事者としては、一定の紛争にのみ適用する仲裁人の一連の資格を合意することも検討に値する。例えば、紛争が特許侵害または特許無効に関する問題を含む場合にのみ適用される仲裁人の特定の資格を規定する等である。この場合、例えば、ロイヤリティの計算に関する非技術的な紛争においては、これらの資格要件は適用されな

い。仲裁廷の構成に関しての紛争を避けるため、そのような規定は、非常に慎重に、そして正確に起草されるべきことは言うまでもない。

また、米国の特許に関する特許ライセンス契約の当事者が、契約準拠法として米国以外の国の法律を定める場合には、以下の点を検討すべきである。

- ① 仲裁人に一定の技術的な資格を求める条項の意味
- ② 契約と特許の両方の問題に関する紛争で、適切な仲裁人を選任することに関する潜在的な困難性

例えば、上記の、米国の特許に関する、スイス法を準拠法とする、半導体のライセンス契約の例を挙げると、仲裁人の資格として「半導体分野で経験のある弁護士である」という必要条件は、紛争がスイスの契約法と米国の特許法の問題に関係する場合、全ての当事者たちの問題を難しくし得る。電気工学の経験とスイス法の知識の両方をもつ米国の特許弁護士は、非常に少数と見られるからである。この問題の解決法は、「半導体分野で経験のある弁護士である」という条件に当事者らが固執せず、仲裁手続を補完するために、特許法の専門家または技術分野の専門委員の選任について事前に合意しておくことである。この点、仲裁手続も、ある意味裁判と同様に仲裁人という「判断権者」を証拠に基づいて「教育」するプロセスであり、もともと専門家として全て技術的なことにも精通している者を対象として専門用語で専門的な立証だけを予定している手続ではなく、いかに「判断権者」に、「わかりやすく」「納得してもらう」か、ということが重要である点を忘れてはならない⁽¹¹⁾。

(5) 法律の選択

当事者らは、どの国の法律が以下を定めるかについて、契約書に明記しておくべきである。

- ① 契約の解釈と適用
- ② 特許の侵害および無効といった特許関連問題

前掲のDeprenyl Animal Health, Inc対University of Toronto Innovation Foundationの判決は、たとえ、ライセンス契約そのものの準拠法が異なる国の法律であると定められていても、特許を発行し

た国の法律が、特許の侵害と有効性の問題については準拠法となる、という明らかな法理を示した(297 F.3d 1343, 1358 (Fed. Cir. 2002))。もっとも、米国の特許に関するライセンス契約の準拠法が他国の法律と定められている場合には、特許抗弁または反訴、または両方の状況下においても、米国特許法が特許の侵害と有効性の問題については準拠法として機能することを明確に定めておくことも、検討に値する。これにより準拠法の選択に関する紛争リスクを低減させることができるとなるからである。

(6) 仲裁地

多くの国では、特許の有効性に関する仲裁を認めていない。例えば、中国、ブラジル、カナダ、フィンランド、またはイタリアでは、特許の無効請求については仲裁が許されていない。日本では、特許の無効性、執行可能性、侵害に関する紛争は仲裁可能であるが、「実用新案、設計また商標の無効を宣言する仲裁判断は特許庁による無効判断を絶ずに執行することができない」⁽¹²⁾。

当事者は、特許関連紛争にかかる仲裁を認めない国において、アメリカの特許に関する紛争を仲裁により解決することを合意することの帰結を慎重に検討すべきである。例えば、当事者は次のいずれであるかを調査するべきである。

- これらの国の法律は同国内で発行された特許のみについて、その仲裁を禁じている。
- これらの国は、特許の発行国に関わらず、いかなる特許の仲裁も認めない。

これらの国における仲裁により得られた仲裁判断は、当該仲裁地における執行ができない可能性がある結果、米国における執行においても困難を生じる可能性がある。

また当事者は、当該仲裁判断の執行を受ける当事者の国、もしくは当該仲裁判断の執行が求められる可能性のある国の法律が仲裁判断の執行を妨げる可能性もあるため、これらの国の法律において特許関連紛争が仲裁可能であるかを確認しておくべきである。外国仲裁判断の承認及び執行に関するニューヨーク条約V(2)(a)は、紛争の対象である事項がその国の法令により仲裁による解決が不

可能なものである場合に執行が拒否され得る、としている。この条項が適用されることは稀ではあるものの、仲裁条項の起草の際に考慮すべきリスクは残ることとなる。

(7) 不当な仲裁判断に対する上訴

知的財産権を扱う弁護士にとって、依頼者により不可欠な技術上の権利をめぐり、不服申立の可能性も無く負けるかもしれない、という考えは、紛争を仲裁により解決する可能性さえ排斥させるのに十分である。ビジネスに欠かせない技術に対するライセンス契約を交渉しながら、当該契約にかかる将来の紛争を仲裁により解決したいと望む場合、実務家としては仲裁条項の中で上訴の手続を定めることも検討すべきである。

米国の主要な仲裁機関(AAA、JAMS及びCPR)は、現在、上訴仲裁手続を設けており、同手続を含む場合の推奨規定を提供している。AAAの仲裁規則の下では、例えば上訴を実施する仲裁廷は、以下のいずれも行うことができる⁽¹³⁾。

- 従前の仲裁判断を維持する。
- 従前の仲裁判断の内、維持できる部分だけ維持しながら、新たな仲裁判断を発行する。
- 当事者に対して追加情報の提供を求め、最終判断の発行期日を最長30日間延長する。

任意的上訴仲裁規則において、上訴理由は裁判所の判決に対する上訴理由とほぼ同等である。例えば、下記のような規定が見られる。

- JAMSの規則の下における上訴理由は、当該仲裁の仲裁地の第一審の裁判所の判決に対する上訴理由と同等である。
- AAAおよびCPRの規則の下では、「法適用の重大かつ有害な誤り」あるいは事実認定における「明らかな誤認」に基づいて仲裁判断が覆されることがある。

上訴仲裁手続は仲裁における時間とコストの節約効果を制限することになる一方、当該特許ライセンスがビジネスの生命線に密接に関連する当事者にとっては、上訴仲裁を戦略的な選択肢に入れおくことは時間とコストの節約をも凌駕する価値を持つことになるであろう。

なお、近時、日本においても、日本仲裁人協会を中心として、国際紛争解決センターを設置し、また、京都に国際調停センターを開設する準備が進められている⁽¹⁴⁾。これは、日本を「仲裁地」として選択するオプションが戦略的に増える(従来より存在するが、より増加する)ことを意味し、ユーザーとしての日本企業にとっても、このような、ありうべき環境の変化に則して、仲裁条項を含む紛争解決条項の策定と選択を実践的にしていくことが望ましい。

[注]

- (1) Philip J. May, Jr. 「Arbitration of United States Patent Validity and Infringement Under 35 USC § 294」, 『The George Washington Journal of International Law & Economics Journal 17巻』, 1982-1983年, 637頁・647頁参照
- (2) Harry F. Manbeck, Jr. 「Voluntary Arbitration of Patent Disputes- The Background to 35 USC 294」, 『American Patent Law Association Quarterly Journal 11巻』, 1983年, 268・272頁参照
- (3) 早川吉尚「3 国際商事仲裁の利点・問題点」, 鈴木五十三、谷口安平編『国際商事仲裁の法と実務』丸善雄松堂, 2016年, 64頁
- (4) 高取芳宏他「仲裁人・仲裁廷」, 前掲注1, 160頁-161頁参照
- (5) WIPO 「Arbitration and Mediation Center International Survey on Dispute Resolution in Technology Transaction, 2013年3月」参照
- (6) 高取芳宏他「仲裁人・仲裁廷」, 前掲注1, 165頁参照
- (7) 前掲注1参照
- (8) AAA Supplementary Rules for the Resolution of Patent DisputesのStandard Arbitration Clause参照
- (9) 高取芳宏他「仲裁人・仲裁廷」, 前掲注1, 167頁参照
- (10) WIPO Arbitration Rules Articles, 51-53頁参照
- (11) 高取芳宏「企業間紛争解決の鉄則20」, 中央経済社, 2012年, 141頁-147頁
- (12) Kenneth R. Adamo 「Overview of International Arbitration of Intellectual Property Context」, 『The Global Business Law Review Vol. 2:7』, 18頁参照
- (13) AAA Optional Appellate Arbitration Rule Article A-19(a)参照
- (14) 日本経済新聞9月27日付電子版等